**配置予定技術者調書**

別紙１

表 面

商号又は名称

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **工事名称** | |  | | |
| 当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。 | | | | |
| **ふりがな** | |  | **生年**  **月日** | 年　　　月　　　日　生 |
| **技術者氏名** | |  |  |  |
| **予定従事役職** | | **法令による資格・免許等**（当該工事に求められる資格を記載すること） | | |
| 監理技術者  　主任技術者  該当する項目に☑チェックをしてください。 | | 監理技術者資格者証  【交付番号：　　　　　 　　　 　 　　】 | 監理技術者講習受講日  　　　　年　　月　　日修了 | |
|  | | 国家資格等の名称  １・２ 級土木施工管理技士  １・２ 級建築施工管理技士  １・２ 級電気工事施工管理技士  　１・２ 級管工事施工管理技士 | 【資格番号：　　 　　　　　　　 】  【資格番号： 　　　　　 】  【資格番号：　　 　　　　　　　 】  【資格番号：　　 　　　　　　　 】 | |
|  | | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　） | | |
|  | | ３・５・10　年以上の実務経験（建設業法第７条２号（イ・ロ該当））  **※実務経験による主任技術者を配置する場合は、別紙２の「主任技術者経歴書」を提出すること** | | |
|  |  |  | | |
| **経営業務の管理責任者の氏名（建設業法第７条）** | | |  | |
| **営業所における専任の技術者の氏名（建設業法第15条）** | | |  | |

※1　 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「経営業務の管理責任者証明書（様式第７号）」及び「専任技術者証明書（様式第８号（1）又は（2））」の副本の写しを添付すること。

※2　当該工事に求められる資格及びその登録番号を記載し、これを証するものの写しを添付すること。また、監理技術者の配置を要する場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (例) | ○技術検定合格証明書(写) | ○監理技術者資格者証 (写)(表・裏) | ○監理技術者講習修了証 (写) |

※3　当該工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が4,000万円以上（建築一式工事　8,000万円以上）の場合は、申請日（一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあっては入札公告又は公示文に定める日。指名競争入札に付す場合にあっては入札の執行日。以下同じ。）現在で常勤の自社社員であり、かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (例) | ○標準報酬決定通知書 (写) | ○雇用保険における被保険者証 (写) | ○市町村発行特別徴収税額通知書 (写)（特別徴収義務者用） |
| ○健康保険被保険者証 (写)（所属会社が判るもの） | ○雇用保険における被保険者通知書 (写)（事業主通知用） | ○その他公的書類で雇用が確認できる書類 (写) |

※　裏面の注意事項を必ず御一読ください。

配置予定技術者調書提出に関する注意事項

裏 面

1. 請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）となる場合は、他工事に従事している者、経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、当該工事の専任の技術者として配置できない。

ただし、専任の技術者であっても、工場製作のみで現場が稼動していない期間は専任を要しないものとする。（この場合においては、公告本文の入札参加資格の配置予定技術者欄に「工場製作のみで現場が稼動していない期間は、当該技術者の専任での配置を要しない。」と記載する。）

1. 専任で配置予定の当該技術者は、落札決定日現在で、他の工事に従事していないこと。（上記１のただし書きをのぞく）

※　一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあって、申請日現在で配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者で申請しても差し支えないものとする。ただしその場合は、全ての候補者について大阪市の求める条件を満たしていることとし、落札決定日までに配置予定技術者を特定しなければならない。

1. 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認めない。

ただし、以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと大阪市が認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初予定していた配置予定技術者に係る全ての条件を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(1) 病気等により監理（又は主任）技術者としての職務の遂行ができないと判断された場合

(2) 当該監理（又は主任）技術者が死亡した場合

(3) 当該監理（又は主任）技術者が退職した場合

(4) 当該監理（又は主任）技術者が真にやむを得ない理由により転勤となる場合

　(5) 発注者の責により工期延期となる場合

(6) 工期が２年以上の長期に渡る工事で１年以上の期間連続して監理（又は主任）技術者として従事した場合

(7) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合